



に付議するものです。

国より示された推計方法を基に、住宅の耐震化率を推計したところ、耐震性を有する住宅の割合は、令和2年3月末現在で89.2%と見込まれます。住宅の耐震化率については、都の耐震改修促進計画等を踏まえ、令和7年度末までに、耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標とします。この目標達成に向け、引き続き住宅の耐震化を推進します。

内容については、既に各課に確認いただいておりますが、意見等がありましたら、3月12日正午までに、まちづくり推進課へ連絡をお願いします。

市 長 本件について、質問等ありますか。

副市長 狛江市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの作成はいつですか。

部 長 本計画策定後、すぐに作成します。

市 長 他に意見等なければ、次回以降の庁議で継続審議とします。

次に、報告事項1「令和2年度『ふらっと移動市長室』開催概要について」を報告してください。

部 長 市長と地域の方たちが気軽に意見交換を行う場として、令和2年度もふらっと移動市長室を開催します。

「これからの未来について」をテーマとし、これからの未来を見据えてどのような社会を作り上げていくか、参加者と直接意見を交わします。参加者については、これからの社会を担う人たちを中心に幅広い年代からの意見を募るため、今回は年代別ごとに計4回開催します。なお、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、広く公募は行わず、該当する年代の方々を対象に市民委員・市民団体等の中から参加者を募り、かつ定員を抑えて開催します。開催日については、中学生は3月25日の午前10時30分から正午まで、大学生は3月16日の午後6時から午後7時30分まで、20代から30代まで及び40代前後については、現在該当となる方と日程調整をしていますが、3月中の開催に向けて調整しているところです。

市 長 近年の急激なデジタル化の推進等を踏まえ、比較的若い世代の市民から意見をいただき、今後のまちづくりの参考にしたいと考えています。なお、いただいた意見については後日報告します。

その他ありますか。

部 長 東京都平和の日の黙とうについてです。

3月10日に、東京都平和の日における黙とうを行います。昭和20年3月10日未明の大空襲で、一夜にして多くの尊い命が失われました。その日を忘れることなく、平和の意義を確認し、平和意識の高揚を図るため、東京都は、3月10日を東京都平和の日と定めています。東京大空襲をはじめ戦災で亡くなられた方々の冥福を祈るとともに、世界の恒久平和を願い、3月10日

午後2時から庁内放送で1分間の黙とうを行います。

なお、東京都では当日、東京都平和の日記念式典を実施し、同じ時間に黙とうを行います。例年、各市町村長が式典に参加していましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から規模を縮小して実施するため、招待については行わないとのことです。

市 長 他にありますか。

部 長 東日本大震災10周年追悼式における弔意表明についてです。

3月11日の東日本大震災10周年追悼式に当たり、市においては当日に弔意表明を行い、庁舎に半旗を掲揚します。また、震災の発生時刻である午後2時46分に1分間の黙とうを行います。3月11日に開いている各施設においても、可能な場合は同様の対応をお願いします。また、当日は予算特別委員会中のため、議会へも協力を依頼します。

市 長 他にありますか。

部 長 50周年記念ロゴマークの使用についてです。

市制施行50周年の気運醸成を図ることを目的に作成し、使用してきた50周年記念ロゴマークについてですが、令和2年度末でその使用を中止するようお願いします。ロゴマーク入りの封筒を各課で保有している場合は、優先的に使用するよう努め、令和3年4月1日以降は外部向けには使用しないようにしてください。名札等に付けているピンバッジについては、令和3年4月1日以降は外すようにしてください。なお、ピンバッジは返却していただくなくて結構です。その他、各課で掲出しているポスターやチラシ等に使用している場合や、名刺等で使用している場合、ロゴマークを外したデザインに変更するようお願いします。

市 長 他にありますか。

部 長 株式会社CAMPFIREとのエリアパートナー契約終了についてです。

この度、クラウドファンディングサービスの運営企業である株式会社CAMPFIREとのエリアパートナー契約について、当該制度廃止に伴い契約終了とします。平成30年12月1日に締結したCAMPFIREエリアパートナー契約については、株式会社CAMPFIREが運営を行うFAAVO東京調布・府中は地域に特化したクラウドファンディングサービスで、市が含まれるものは他社にはなかったことから、市内の地域活性化に寄与する団体の支援へと繋げることを目的に契約を締結したものです。しかしながら、この度、株式会社CAMPFIREの運営体制変更に伴い、エリアパートナー制度が廃止され、契約締結時の目的を達成することが困難となったことから、本契約期間満了をもって終了します。

市 長 他にありますか。

部 長 緊急事態宣言再延長に伴う、職員への注意事項についてです。

3月5日に開催された東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議で、都の施策として「都民へのお願い」、「事業者へのお願い」、「都の対応」の3本の柱が示されました。このうち、「都民へのお願い」及び「事業者へのお願い」について、職員への注意事項をまとめました。

1点目が不要不急の外出の自粛です。出勤、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、屋外での運動や散歩等、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、外出の自粛をお願いします。特に不要不急の都県境をまたぐ移動は、厳に謹んでください。

2点目がプライベートでの会食の禁止についてです。家族以外のプライベートでの複数人による、昼食を含む会食は禁止とします。

3点目が基本的な感染防止対策の徹底についてです。家庭や職場等、あらゆる場面で、手洗い及びマスク着用を徹底し、毎日の検温、こまめな消毒及び十分な換気をお願いします。なお、他部署、廊下等共用スペースを含む職場内における会話は最小限にしてください。

4点目が在宅勤務の更なる活用です。年度末に向けて多忙な時期ですが、出勤者の6割削減に向けて、各職員が週3日の在宅勤務を実施できるよう、引き続き勤務体制の検討をお願いします。なお、現在民間のテレワーク施設の利用についても契約の準備をしており、利用可能となりましたら改めて通知します。

感染者数のリバウンドや変異株の感染拡大等の恐れがありますので、引き続き感染防止に最大限の注意をお願いします。

市 長 この度、緊急事態宣言が再延長され、東京都においては緊急事態措置が実施されています。

なお、近隣自治体を含め、市職員が感染するケースは少なく、これまで実施してきた対策の成果が現れていると思います。この度の緊急事態措置を踏まえ、より一層の対策に努めてください。

他にありますか。

部 長 三菱UFJ銀行の納付書業務の廃止についてです。

令和3年4月1日以降、株式会社三菱UFJ銀行における市の納付書による収納業務が廃止となり、全国の株式会社三菱UFJ銀行の窓口において、市の納付書での支払いができなくなります。この件については、既に市ホームページ上にて周知しているほか、広報こまえ3月15日号にも掲載する予定です。なお、市税等の口座振替については、これまでどおり継続して取り扱われます。

市 長 廃止によりトラブルが発生することが無いよう周知を徹底してください。

他にありますか。

部 長 令和3年度日曜窓口の開庁予定についてです。

通常月である5月から2月までの窓口開設については、月の最終週の日曜日の午前9時から午後1時までとし、繁忙期の4月と3月については月2回の開庁としています。令和3年度は、4月は第1週の4日と最終週の25日に、3月は第2週の13日と最終週の27日に開庁します。開設窓口は、市民課・課税課・納税課・保険年金課・子ども政策課手当助成係です。

日曜窓口開庁日の周知については、毎月1日号の広報こまえに掲載しています。

市 長 日曜窓口開庁時に、部外者が職場に立ち入る可能性がありますので、机の上にあるパソコンの施錠を徹底するよう職員に周知してください。

他にありますか。

部 長 多摩地区浄水所の機能区分名称の変更についてです。

東京都水道局多摩水道改革推進本部から、配水機能を有する浄水所において、配水池の規模により給水所又は配水所に名称を変更する旨の通知があったため報告します。これは、市内に水道水を配水する施設であることを地域住民に分かりやすく示すために変更されるものです。名称変更は、令和3年4月1日からであり、今後、東京都水道局のホームページ上で周知することです。

これにより、緑野小学校北側にある和泉本町浄水所は、和泉本町給水所に変更となります。変更に伴い、市で発行している地図等について、既に印刷済みの物は除き、可能な限り変更をするようお願いします。

市 長 他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、3月16日午前9時00分から開催します。